

一橋大学法科大学院で得ることができたもの—1人の街弁として—

弁護士 藤井 智紗子[※]

(2019年3月一橋大学法科大学院修了)

目次

- I はじめに
- II 法科大学院時代に得ることができたもの
 - 1 法律家としての基礎体力
 - 2 司法試験の先を見据えた学び
 - 3 街弁としての原点
 - 4 法教育活動
 - 5 人との出会い
- III ある一審死刑事件
 - 1 事案の概要
 - 2 死刑の量刑選択基準—多数の人を殺害すれば当然に死刑?—
 - 3 多数の資料の読み込みと分析の先に
 - 4 法科大学院時代の学びを支えとして
- IV ある少年事件
 - 1 事案の概要
 - 2 一人の対等な人間として向き合うということ
 - 3 困難に直面する当事者の伴走者として
- V 大学法学部・法科大学院における臨床法学教育活動
 - 1 概要
 - 2 臨床法学教育科目を通じて
 - 3 与えられたものを次の世代に伝えること
- VI まとめ

I はじめに

私にとって法科大学院は、法律家になるための知識、技能、体力を身につけた場所であるとともに、今につながる原点を確立した場所でした。

私は現在、弁護士4年目の街弁です。「法科大学院の意義を再考する」というテーマをいただいたことに対し、駆け出しの若手が何を語れるだろうかと悩みましたが、未熟ながらも触れてきた事件や活動を例にあげつつ、法科大学院時代に得ることができたものと法律家としての現在につながる軌跡を辿ってみたいと思います。本稿の読者の多くを占めるであ

[※] 早稲田リーガルコモンズ法律事務所所属弁護士

なお、本稿の内容はすべて筆者個人の見解によるものであり、所属組織の見解を示すものではありません。文責も筆者のみが負います。

ろう、現役の法科大学院生の皆様の一つの参考になれば幸いです。

II 法科大学院時代に得ることができたもの

1 法律家としての基礎体力

法科大学院は、目先の司法試験合格ではなく、その先を見据えた法律家としての体力づくりができた場でした。当時は、扱う判例や参考図書・論稿の量の多さやソクラテスメソッドの追及の厳しさに、授業についていくだけで必死な毎日を送りました。あまり勤勉な学生ではなく、できる同期達にずいぶん助けてもらいましたが、そうこうする中で、法的思考の基礎的な体力を養うことができました。

現在仕事をしていると、初めて聞くような法令や指針に触れたり、大量の判例や文献調査をしなければならなかったり、前例のない問題に直面したりすることが多々あります。こうしたときにまずは調べる・読む・基本に立ち返る、といった基礎的な発想とこれを行うための体力は、法科大学院時代の賜物です。

2 司法試験の先を見据えた学び

司法試験科目以外の授業も非常に多種多様で、自身の選択や興味に応じて学ぶことができました。少年法、法と心理学、国際人権法などは司法試験でこそ使いませんが、現在私が関心分野として取り組んでいる少年事件・刑事事件・子どもの権利に関する事件でその基礎的な知識が活かしています。実務家になって忙しい中で片手間に勉強するのではなく、学生の間に向き合うことができてよかったです。

3 街弁としての原点

2年時の法律相談クリニックでは、それまでの勉強で「甲」「乙」という記号で解いていた法律問題が、「山田さん」「佐藤さん」といった人格ある当事者間の紛争であることを初めて目の当たりにしました。複雑に入り組んだ事情を整理して法的位置づけを与えてわかりやすく説明し、紛争に消耗した当事者に丁寧に接する弁護士の姿を間近で見たことは、私の中での街弁という将来像をより具体的に描くきっかけとなりました。

3年時の上訴クリニック、人権クリニックではそれぞれ実際の刑事控訴審、憲法訴訟を扱い、事件を担当する弁護士との意見交換の機会が得られました。司法試験のようなきれいに整理された事案ではなく、多くの資料を読み込み、立論する作業は非常に大変でしたが、書面を通じて誰かの権利利益を主張する使命感と、理論を考え抜いて重要な事実を拾い集めて一つの形にする達成感を味わったことは、街弁の大変さとやりがいを知るきっかけになりました。書き上げた書面は、担当弁護士の書面と比べれば力及ばずどころか、熱を入れて書いた部分もぼっさり、一緒に書き上げた同期とともに悲しい気持ちにもなりましたが、それも含めて実務の厳しさを知ることができました。

最終的に街弁になりましたが、派遣検察官教員、派遣裁判官教員による授業やゼミを通じて他の法曹二者の考え方に触れたり、進路に関する情報を集められたりしたこともよかったです。

4 法教育活動

在学中に所属していた法教育サークルで自身の学びを他者に伝える場を得られたことも、今の私の糧となっています。中高生にもわかりやすいように重要な法的思考を伝える授業を作る中で自分自身が学びを深めることもできました。難しい話になると眠気を誘われる生徒さん達の反応に気を遣いながらお話ししたのもよい経験です。

現在、生業としている街弁の仕事では、法律に触れたことのない個人の相談者・依頼者がほとんどであり、法的分析をわかりやすく伝えることや相手の理解をみながら話を進めていく際に、法教育授業での経験が力になっています。また、弁護士になった後も、こうした授業にかかわる活動は続けています¹。後述する大学法学部・法科大学院における臨床法学教育科目でもこのときの経験が活かしています。

5 人との出会い

「あなた方の学費の6割は、自主ゼミのために払ったと思いなさい」。ある日の授業で、S先生がおっしゃったことが今でも印象に残っています。一橋大学法科大学院は少人数でしたから、顔の見える関係性の中で自主ゼミも組みやすい環境でした。学生のレベルも高く、お互いの得意・苦手をカバーしあいながら切磋琢磨することができました。同じ目標に向かって一緒に勉強したり、時には朝まで大騒ぎして飲み明かしたり、時には真面目に将来について話し合ったり、密度の濃い時間を共有した仲間ができたことは今でも大きな財産です。

また、私自身は学部も一橋大学法学部でしたが、法科大学院の方が教員ともより距離が近く、質問や相談がしやすかったです。私の主な主戦場は教室よりも飲み会でしたが、酒席で先生方とお話ししたのもいい思い出です。

III ある一審死刑事件

1 事案の概要

思い出話ばかりでも仕方がないので、いくつか実際の事件に触れながら、法科大学院時代に得られたことと弁護士としての活動を紹介してみたいと思います。

まずは、ある一審死刑事件の控訴審弁護活動について紹介します。依頼者が離婚話をきっかけに自身の妻や子ども達を手にかけてという事案で、論点はいくつかあるのですが、私が主に検討を担当したのは、量刑不当でした。一般に、殺害した人数が3名を超えると死刑が言い渡されるケースが増えてくるところ、依頼者のケースはそれを超え、一審では死刑判決が言い渡されていました。

2 死刑の量刑選択基準—多数の人を殺害すれば当然に死刑？—

1名殺害しただけでも大変な事件なのに、複数、しかも3名以上もの人を殺害した事案と聞けば、当然死刑と考えるのが一般の人の感覚かもしれません。ましてや、子どもが亡くなっている事件は、世間の処罰感情も厳しくなりがちです。しかし、究極の刑罰、

¹ NPO法人ストップ！いじめナビ、一般社団法人リーガルパーク、第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会等が運営する小学校・中学校・高校等での法教育授業、いじめ予防授業の講師をしています。

ある1人の人間の更生可能性を否定して私たちの社会から退場させるという結論を下すにあたり、考慮すべき事情を十分考慮しなければ公正な適正手続の実現とはいえません。刑事弁護という否認事件の弁護が王道かのような印象をもつ方もいるかもしれませんが、適切な量刑の実現がなされるために光を当てるべき部分に正しく光を当てることも弁護人の重要な使命です。学生時代にお会いしたある弁護士の言葉の受け売りですが、適切な量刑が実現されないことも「冤罪」というべきでしょう。

私自身も、法律家という立場を離れれば、悲惨な事件が起きた際に一市民として心を痛めたり、なぜそのようなことが起きてしまったのかと義憤にかられたりすることがあることは否定しません。けれど、法律家として事件にかかわるときには、自身の使命を思い出す必要があります。これもまた別の弁護士の言葉の受け売りですが、弁護人という職業はたとえ世間の人すべてが依頼者の敵になったとしても、最後までその人の味方であり、盾であり続けることに意義があるのです。

従前の裁判例も「○人殺害したから当然に死刑」などという単純安直な判断はしていません。死刑の量刑選択基準として有名な永山事件に関する最判昭和58年7月8日（刑集37巻6号609頁）も「結果の重大性ことに殺害された被害者の数」を考慮要素の1つとして挙げつつ「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性・・・遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状」をあわせて考慮すべきとしています。南青山事件に関する最決平成27年2月3日（刑集69巻1号1頁）の千葉裁判官補足意見の「まず被害者の数が注目されるべきであり、死刑の選択上考慮されるべき重要な要素であることは疑いない」としつつ、「被害者の数を死刑選択の絶対的な基準のように捉えることは適切ではなく、最終的には他の要素との総合考慮によるべきものであることには注意が必要であろう」との指摘も重要です。

3 多数の資料の読み込みと分析の先に

まずは過去の死刑求刑事案を読み込み、量刑の判断枠組みや死刑選択と死刑回避とをわけた考慮要素等を分析することから始めました。地道に書籍の記載を参照したり裁判例検索を駆使し、場合によっては公刊物未登載の裁判例へのアクセスも試み、数十件の裁判例（それぞれの裁判例の審級別の判決を入れればその数は倍となります）に触れました²。そのうえで量刑判断の考慮要素を拾い出すとともに、本件と類似している事案についての検討を深めました。裁判例を読んでいても最初のうちは事案ごとの事情にばかり目がいきってしまい、なかなか横断的な分析はできなかつたのですが、いくつも読み進めるうちに、加害者と被害者の人間関係、計画や準備の状況、殺害行為を複数
の機会にわけて行ったのか、犯行を一回の機会で行ったのかの違いなど、注目できそう

² 本題とは逸れますが、検察庁や裁判所内部であれば、おそらくより体系化された裁判例の集積がなされているだろうと思われ、在野の法曹たる弁護士との間に情報収集能力の時点で大きな差があることに問題意識を感じています。刑事事件にかかわらず、全ての裁判例が集積されたようなデータベースがあればよいのですが、判例集は選別した重要な裁判例を集積することが目的で網羅性を欠き、裁判例検索サービスも民間会社が手掛けたものである以上、集積される事案に限りがあります。

な視点がいくつも出てきました。

あわせて学術論文もいくつかリサーチする中で、死刑求刑事案を網羅的に研究した永田憲史教授の死刑選択基準に関する論考に触れました。この中では、死刑を選択するためには4段階のステップがあり、第3段階において6つの量刑因子（a：犯行の罪質・目的、b：殺害を伴う前科、c：殺害の非一回性、d：共犯における主導性、e：殺害の計画性、f：性被害の有無）が考慮されるのだという分析がなされていました³。その分析は、裁判例を四苦八苦しながらかみ進めつつ、気になっていた部分が理論的に言語化されたものでした。そこで、本件について永田教授の分析をベースに、調べた裁判例を引用しつつ、一審判決の判断枠組みの誤りや判例違反、重要な事情の考慮不足等を主張しました。

4 法科大学院時代の学びを支えとして

本件は、記録だけでも相当な量があり、さらに加えて多数の裁判例や論稿を読み解き、自身の主張に反映していく力は、独学で身に着けるのは難しいものだと思います。こうした力は、自分でしっかり考えたことをソクラテスメソッドで第一線の研究者や実務家と議論できるという、法科大学院の贅沢な環境でこそ培うことができるものでしょう。

もっとも、我々の活動もむなしく、本件の控訴審では弁護人側の主張が排斥され、現在この事件は上告審にかかっています。比喻ではなく、まさに人の生死が自身の弁護にかかる事件において、立論が間違っていたのではないかと、活動も力も不十分であったのではないかと苦しい気持ちや不安な気持ちにもなります。控訴審判決の日、「本件控訴を棄却する」という短い言葉に打ちのめされた瞬間は忘れられません。

振り返ってみれば上訴クリニックや人権クリニックで学生として起案や検討を行うことは、よい意味で自由な立場で議論ができるということでした。私たち法曹は、他者の人生に岐路に立ち合い、その行く末に大きな影響を与えうる立場にあります。些細なミスや実力不足が、誰かの人生に悪影響を与えかねません。そうした中で、法科大学院の研究者教員と実際の事件担当弁護士との両方の指導を受けながら、生の事件を教材にして仲間とともにあれこれ議論しながら考える練習ができたことは、学生にとって自信にもなるとともに、非常に貴重かつ贅沢なことでした。通常は司法修習に行かなければ生の事件は扱えませんし、司法修習もいくつかの事件を並行して追い、なかなか控訴趣意書レベルの大きな起案まではする余裕はなく過ぎましたから、司法修習とは別の価値もある機会だったと思います。

今は練習ではなく本番で、弁護士として事件に向き合わねばならない中で、仮に打ちのめされるようなことがあったとしても、また次に会う事件に対してできる限りのことをしていく他ありません。それに向き合えるための力は養ってきたはずだと自身を奮い立たせながら。

³ 永田憲史「死刑選択基準—最高裁は死刑の正統性を亡きものにしたのか—」（龍谷法学 47 巻・2015 年）、同「死刑の基準—永山基準は葬り去られたのか」（法学セミナー 732 号・2016 年）

IV ある少年事件

1 事案の概要

少し重くなってしまったので、よい結末を迎えることができたある少年事件の話をしましょう。

最初に少年事件の流れを少し説明すると、大きく分けて身体拘束下で捜査や審判までの調査等が行われる身柄事件と、身体拘束はなされない在宅事件とがあります。身柄事件の場合、少年事件であっても最初の逮捕・勾留の間はほとんど成人事件と同じような流れを辿ります⁴。事件が警察から検察官に送致され、検察官が勾留請求等を行いながら事件を捜査し、勾留の終わりに家裁送致します。家裁送致の段階で、その後も身体拘束を続けるかどうか（＝観護措置をとるかどうか、少年法17条1項）の判断がなされ、観護措置がとられる場合に少年は鑑別所に送られます。そして、家裁送致から原則4週間以内に最終処分を決する審判がなされます。観護措置がとられない場合には一時帰宅といって在宅事件になり、観護措置のような身体拘束の期間制限もないので審判が数か月後になることもあります。軽微な事件等の事情がある場合は審判がなされない審判不開始（少年法19条1項）の場合もありますし、中間処分として試験観察処分もあります。こうした中で、弁護士は捜査段階は弁護人、家裁送致後は付添人として事件に関わります。

本件は、被害者が仲間内にちょっかいをかけて悪ふざけしてきたことを契機として、共犯者らと被害者を取り囲み、少年自身も暴行に加わり、共犯者らの一部が被害者から金銭を強奪したという強盗事案でした。少年としては、被害者側が悪いという気持ち、共犯者内の力関係で仕方がなく参加したのだという気持ち、自分自身は被害者から金銭を受領しておらず分け前をもらったわけではないという気持ちとがあり、当初は自分こそが正しく、むしろ自分はたまたま巻き込まれた被害者であるというような考えをしていました。

2 一人の対等な人間として向き合うということ

被害者側に落ち度があることは否定しがたい状況で共犯者内の力関係も重要な背景事情ではありましたが、とはいえ警察に相談する等ではなく自身らで暴力的な手段で解決しようとしたこと、大人数で被害者を囲んだこと、少年自身も暴行に加わったこと等については向き合ってもらい必要がありました。もともと、頭ごなしに「これはやってはいけないことだ」と言っても響きはしないどころか、少年を否定して心を閉ざさせてしまうと感じました。そんな道理に従って行動できれば今回の事件は起きていない

4 本来、少年については捜査段階でも成人と異なる配慮が必要なはずですが、残念ながら弁護人の肌感覚としてはほとんど成人と同じです。例えば、東京では「勾留に代わる観護措置」（少年法43条1項）の運用はなく、分留はされるものの少年も成人と同じように警察署の留置施設に入れられますし、勾留における「やむを得ない場合」（同条3項）との要件の加重も果たして機能しているのか疑問に思うばかりです。

はずですから、理屈を説いて「はい」と言ってもらうだけでは、あまり意味はありません。

よくよく話をしていくうちに、少年自身が以前に地元の不良に暴行を受けたことがあること、怖いと思う気持ちから共犯者の一部に逆らえないと思い込んでしまったこと、その一方で共犯者に対して自分を大きく見せたいとも思って手を出したことが語られるようになりました。そこで、少年自身が不良にからまれたときにどんな気持ちになったか、本当はどうしたかったのかを一緒に考えてみることにしました。

当時こわかった、痛かった、ではそんな思いを今度は自分が他の人にさせていいものか。今回、被害者にも悪いところがあったとして、本当はどうすればよかったのか。共犯者が怖かったなら、どうやって離脱すればよかったか。繰り返し考えていく中で、少年の中で振り返りが進んでいきました。そのうえで、ご家族の協力を得て、被害者への被害弁償をすることにしました⁵。

「一人の対等な人間として扱うこと。私は、初対面であれば必ず「さん」をつけて呼ぶようにしています。」これは、私が法科大学院時代に少年法の授業をしてくださった実務家教員の方に教えていただいたことです。何を当たり前なことを、と思われるかもしれませんが、しかし、刑事事件、こと少年に関してはそれまでの社会、家庭でも学校でも下位の存在として扱われてきた人も多く、刑事手続の中でも残念ながら警察官や検察官、ひいては裁判官まで年少の彼・彼女らを「未熟な存在であって導いてあげるべき存在なのだ」といった目線で接することが少なくありません。そして、付添人という立場で彼・彼女らの側から見たとき、そうした態度からの言葉が彼・彼女の心に真に響いているのかは疑問にも感じるときがあります。「年若い部分があれど、過ちを犯した可能性があれど、一人の人間と接していることを常に忘れてはならない」という指摘は、今でも私が少年事件をはじめとする子どもの事件や刑事事件に向き合う際に大事にしていることの1つです。相手の目線に自身の目線を近づけながら物事を考えたり、わかりやすく説明をする場面では、法教育活動での経験も役立っていると思います。

3 困難に直面する当事者の伴走者として

本件では、少年の内省を深める伴走をするのと同時に、少年の家庭環境にも目を向ける必要がありました。少年の保護者は仕事等で余裕がなく、それまで少年に対してあまり向き合うことができていませんでした。しかし、事件をきっかけとして保護者が少年との関係を考えなおしてくれ、できる限り留置施設に面会に通う、少年の所属する学校とのやりとりも一身に引き受ける⁶、経済的に豊かとはいえない中で被害弁償のお金を

5 成人事件と少年事件では、示談や被害弁償の意味合いが異なります。成人事件では被害弁償が被害結果の事後的な回復として犯情において有利な事情となり、被害回復をしたという事実自体にそれなりの重みがある一方、少年事件では要保護性の解消の観点から、そこに至るまでの少年の内省の深まりに着目する傾向があります。

6 学校とのやりとりには付添人が入るかどうかは、学校の種類や少年の状況などに応じて判断することが必要です。本件は保護者が対応することが適切と判断しました。

捻出し、少年の監督も誓う等の献身をしたことが功を奏し、少年は観護措置を免れ、一時帰宅することができました。これにより、仮に身体拘束が続いて欠席した場合に留年等が危ぶまれた学校の試験にも参加することができました。また、最終的な審判でも、不処分という結果を得ることができました。当時少年がおかれていた状況や被害者側に非がある、共犯者間の力関係などの背景事情、現在の少年の内省が深まっていること、被害弁償ができたこと、保護者の監督意欲などが考慮されたのかと考えています⁷。

付添人がこの間に何をしているかという点、順次こうした少年の内省の深まりや保護者と少年の関係性の変化や被害弁償に関するものを証拠化し、裁判所に対して意見書や報告書の形で上げることを行っています。あわせて、調査官⁸とも適宜の連絡をとりあいました。調査官意見は判断者である裁判官の判断に大きな影響を与えるものですので調査官と問題意識を共通しておくことが重要ですし、少年の性格や行動傾向の把握、細かい成育歴や家庭環境の把握においてはやはり専門性のある調査官の指摘で気づかされる部分も多く、この件でもたくさんのヒントを得ることができました。

少年事件における付添人の役割論には、いくつか説があるものの、私は少年を権利主体として中核におき、その意見表明の支援をする伴走者であるべきではないかと考えています。少年事件にかかわらず、民事事件・家事事件でも成人の刑事事件でも、まずは相談者・依頼者の意思決定が重要であり、弁護士は当事者の意思を尊重してその実現の援助をする役割にすぎず、当事者の人生は当事者のものでしかないとも考えています。こうした考え方は人それぞれですし、私と全く同じ授業を受けていた人がいたとして、まったく同じ考え方の人はいないでしょう。もっとも、このように自分の中で目指したい弁護士像を描くことができるようになった原点は、法科大学院時代あります。

V 大学法学部・法科大学院における臨床法学教育活動

1 概要

2つの事件の紹介をしました。たまたま刑事事件と少年事件をあげましたが、私自身は普段は民事事件・家事事件7割、刑事事件・少年事件2割、その他（弁護士会の委員会活動や外部団体活動など）1割以下の、よくいる街弁です。

そこで最後に、「その他1割」の中でも、他の街弁では珍しい活動についてもご紹介します。法教育活動のところで少し触れましたが、私は現在、所属事務所の業務の一環として、大学法学部・法科大学院向けの臨床法学教育科目の提供にも参加しています。その中で、法学部生向けに民事事件・公益事件について体験する3日間のプログラムの立ち上げを行いました。

⁷ 不処分の場合、成人の刑事事件と違って特には審判書に理由が付されるということがないようで、具体的な理由は裁判官に聞かないとわかりません。

⁸ 調査官は、心理学、教育学、社会学などの専門的知識を活用して、非行の原因や少年自身等についての調査を行い、最終的な処分に関する意見も述べる裁判所の職員です。

2 臨床法学教育科目を通じて

3日間のうち、民事訴訟に関するプログラムを2日間、公益訴訟に関するプログラムを1日実施しました。民事訴訟に関するプログラムでは、1つの事例で模擬法律相談、模擬訴状起草、模擬尋問まで一貫して行い、公益訴訟に関するプログラムでは、係属中の公益訴訟（初年度と2年目は「セックスワークにも給付金を」訴訟、3年目は「結婚の自由をすべての人に」訴訟（同性婚））を題材にディベートやディスカッションを行ったうえで、原告本人や訴訟代理人の話を聞く座談会を行いました。これに加えて、いわゆる街弁業務を扱う弁護士、企業法務を扱う弁護士、元裁判官の弁護士等、様々な背景をもつ法律家に話を聞く機会を設けました⁹。

プログラム作成を担当した弁護士3名の中で、単に模擬事例をなぞって実演するだけでなく丁寧なフィードバックをしたい、ヒアリング・ライティング・プレゼンテーションの能力をできるだけ多くの場面で発揮してほしい、実務家の経験談や実際の事件の話を聞く場を設けたい、進路選択のきっかけになってほしい、普段接することのない生の事件や当事者にも触れてほしい、などのアイデアが出ました。私自身が法科大学院で触れた臨床法学教育科目で学んでよかったこと・もう少し触れたかったこと等も詰め込みました。このプログラムは毎年少しずつ改良を重ね、2024年3月にも3回目を実施する予定です。1回のプログラム参加者は講師等の人数の兼ね合いで10名程度にとどまりますが、いずれの参加者からも充実した3日間だったとの感想をいただくことができています。ちょうど、3+2の法曹養成コースが始まった過渡期でもあり、進路の悩みを抱えた学生さんから、法律家の仕事の具体的なイメージができたという声も多くありました。法曹志望者数の低迷が問題となっている中、少しでも志ある学生の皆さんが法曹を目指すきっかけになれば本望です。

3 与えられたものを次の世代に伝えること

なぜ最後にこの活動を紹介したかという点、私自身の中で法学部や法科大学院で学び、特に実務科目に触れることで今の自身の原点を得られたことに感謝しており、さらにそれを次の世代に伝える活動は非常に大事なものだという確信があるからです。また、大きな話にはなりますが、よりよい司法が実現されていくにはたくさんの仲間が必要で、できるだけ多くの方に法律家の仕事の魅力を知ってほしいとも思っています。

私自身は、身近に法律家がない環境の中、たまたま法学部に入学し、たまたま関わった学生時代の非行少年の更生支援のボランティアで司法に興味をもって法科大学院を目指しました。その中で、法律家の仕事の多様性や責任、やりがいを知り、より具体的な将来像を描くことができました。司法試験の合格だけを目指し、司法試験予備校だけに通って机にかじりついているだけでは得られなかつたであろうものを、たくさん得ることができましたし、それが現在の私を形作ってくれています。いま、法律家となっ

⁹ 実施したプログラムについては臨床法学教育学会での報告の機会もいただき、戸田善恭・藤井智紗子・福田健治「法学部における民事臨床法学教育の実践－民事・公益弁護体験プログラム－」（法曹養成と臨床教育15巻、2023年）に詳細をまとめています。

てみて、つらいこともあるものの、志したとおり、本当に魅力的な仕事だと日々感じています。

まだまだ若輩で、後進の育成のお手伝いの一部でしかありませんが、これからもこうした活動にかかわっていきたいと思いますし、現役の学生の皆さんには、ぜひ臨床法学教育科目にも積極的にチャレンジしてほしいと思います。司法試験の勉強もしながらだと余裕もないかもしれませんが、きっと司法試験の先の未来の解像度をあげるとともに、自分の軸を見つけるきっかけになるでしょう。

VI まとめ

とりとめのない回顧録と事件・活動紹介になってしまいましたが、法科大学院で学んだことが、1人の街弁の弁護士人生にとって大きな糧や支えとなっていることを感じていただけたのであれば嬉しいです。

一橋法科大学院が今後も志ある法律家を輩出する場であり続けることを願ってやみません。